十四　第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の二第七項の規定による認可に伴い銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

［十五～三十一　略］

２　［略］

３　法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第五十三条第三項第三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

［五の二・六　略］

六の二　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

七　銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

八　銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第五十三条第三項第三号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十号に該当する場合を除く。）

九　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十一号に該当する場合を除く。）

十　第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十二条の二十三第六項の規定による認可に伴い銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

［十一～二十四　略］

［4～11　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十四　第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

［十五～三十一　同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一～四　同上］

五　銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

［五の二・六　同上］

六の二　法第五十二条の二十三第六項の認可を受けた銀行持株会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三　法第五十二条の二十三第六項の認可を受けた銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

七　銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得又は保有した場合

八　銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

九　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十　第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

［十一～二十四　同上］

［4～11　同上］